

電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が予想され、政府から「電力需給ひっ迫注意報」等が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において以下の２段階の対応を行います。

1 第１段階

（１）状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫注意報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が５～３％の見通しとなった場合、前日 16：00 を目途に注意報が発令されます。

（２）県の対応

- ① （夏季の場合）空調（電気式）の設定温度を 1℃上げます。
- ② （冬季の場合）空調（電気式）の設定温度を 1℃下げます。
- ③ 1 台を除き、エレベータを停止します。
- ④ 照明を 1／2 とします。
- ⑤ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

2 第２段階

（１）状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫警報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が 3％を下回る見通しとなった場合、前日 16：00 を目途に警報が発令されます。

（２）県の対応

- ① 可能な限り空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあっては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあっては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。